

<対策のポイント>

農山漁村の所得や雇用の増大を図るため、農林漁業者が主体となって流通・加工業者等と連携して取り組む6次産業化の事業活動に対し、出資等による支援を実施します。

<政策目標>

○6次産業化の市場規模の拡大（6.3兆円 [平成28年度] → 10兆円 [平成32年度まで]）

<事業の内容>

（株）農林漁業成長産業化支援機構（A-FIVE）を通じ、農林漁業者等が主体となって流通・加工業者等と連携する取組等に対して、資本の提供と経営支援（販路開拓支援、品質管理指導等）を一体的に実施します。

また、6次産業化に取り組む農林漁業者等の販路開拓等を支援する事業者（支援事業者）への出資など、A-FIVEの直接出資も積極的に活用し、農林漁業者による6次産業化の取組を支援します。

1. 支援対象

農林漁業者が主体となって6次産業化に取り組む以下の事業者が対象。

- ① 6次産業化事業体
- ② 農林漁業を行う法人（農業法人等）
- ※ 6次産業化事業体を設立する場合は、農林漁業者の議決権がパートナー企業の議決権よりも大きいことが条件。

2. 支援条件

出資比率：議決権ベースで原則50%以下
投資期間：最大15年

3. 手続

- ① 6次産業化・地産地消法の認定を受けること
- ② A-FIVE等の審査をクリアすること

※上記のほか、6次産業化・地産地消法の認定事業者が行う6次産業化事業に係る支援（販路支援等）を行う事業者（支援事業者）に対する支援（出資）を実施。

<事業イメージ>

